

二号ロ」に改め、同表九の項中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改め、同表十の項第一号中「第一条第一項第二号八」を「第三条第一項第二号八」に改め、同項第二号中「第二条第一項第二号二」を「第三条第一項第二号二」に改め、同項第三号中「第一条第一項第二号水」を「第三条第一項第二号水」に改め、同表十一の項中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同表十二の項中「第二条第一項第四号」を「第三条第一項第四号」に改め、同表十三の項中「第二条第二項第一号」を「第三条第二項第一号」に改め、同表十四の項中「第二条第二項第二号」を「第三条第二項第二号」に改め、同表十五の項中「第一条第二項第一号」を「第三条第二項第一号」に改め、同表十六の項中「第二条第二項第二号」を「第三条第二項第二号」に改め、同表備考第一号々中「承認振興事業計画」を「承認計画」に改め、同号レ中「第四条第一項の認定を受けた商店街活性化事業計画」を「第五条第三項に規定する認定商店街活性化事業計画」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社